

COTOHA Translator利用規約【現改比較表】 2025年2月4日現在

～2025年2月3日

2024年2月4日～

附 則（令和7年1月28日 C A S 3サ000400002006-01号）

（実施期日）

1 この規約は、令和7年2月4日から適用します。

2 令和7年2月4日から令和7年5月19日までの間に、ベーシックプランの契約者で多言語オプションの未契約者が当社が指定する方法によりベーシックプラン 多言語オプションを新規に申込み、その申込みを当社が承諾し、ベーシックプラン 多言語オプションの提供が令和7年5月30日までに実施されたとき（当社の責めに帰すべき理由により令和7年5月30日までにベーシックプラン 多言語オプション提供ができなかったときは、実際にベーシックプラン 多言語オプションが提供されたときとします。）、ベーシックプラン 多言語オプションについて、その提供が開始された月の翌月は料金表 第1表 1-1（利用料）1-1-1（ベーシックプラン）に定める多言語オプションの料金を適用しないものとします。

但し、ベーシックプラン 多言語オプションの提供が開始された翌月にベーシックプラン 多言語オプションあるいはベーシックプランが解約された場合はその限りではありません。

3 令和7年2月4日から令和7年5月19日までの間に、ベーシックプランの契約者が当社が指定する方法によりワイドプランおよび多言語・法務・財務オプション、あるいはビジネスプランおよび多言語オプション タイプ3（本附則において「タイプ3」といいます。）への変更を申込み、その申込みを当社が承諾し、ワイドプランおよび多言語・法務・財務オプション、あ

～2025年2月3日

2025年2月4日～

るいはビジネスプランおよびタイプ3の提供が令和7年5月30日までに実施されたとき（当社の責めに帰すべき理由により令和7年5月30日までにワイドプランおよび多言語・法務・財務オプション、あるいはビジネスプランおよびタイプ3の提供ができなかったときは、実際にワイドプランおよび多言語・法務・財務オプション、あるいはビジネスプランおよびタイプ3が提供されたときとします。）、その提供が開始された月の翌月は料金表 第1表 1-1（利用料）1-1-2（ビジネスプラン）に定める多言語オプション（タイプ3に係るものに限り）あるいは1-1-3（ワイドプラン）に定める多言語・法務・財務オプションの料金を適用しないものとします。

但し、タイプ3およびワイドプランの多言語・法務・財務オプションの提供が開始された翌月にタイプ3あるいはビジネスプラン、あるいはワイドプランの多言語・法務・財務オプションあるいはワイドプランが解約された場合はその限りではありません。

4. 令和7年2月4日から令和7年5月19日までの間に、ビジネスプランの契約者で多言語オプションの未契約者が当社が指定する方法によりタイプ3を新規に申込み、その申込みを当社が承諾し、タイプ3の提供が令和7年5月30日までに実施されたとき（当社の責めに帰すべき理由により令和7年5月30日までにタイプ3の提供ができなかったときは、実際にタイプ3が提供されたときとします。）、タイプ3について、その提供が開始された月の翌月は料金表 第1表 1-1（利用料）1-1-2（ビジネスプラン）に定める多言語オプション（タイプ3に係るものに限り）の料金を適用しないものとします。

但し、タイプ3の提供が開始された翌月にタイプ3あるいはビジネスプランが解約された場合はその限りではありません。

～2025年2月3日

2025年2月4日～

5. 令和7年2月4日から令和7年5月19日までの間に、ビジネスプラン 多言語オプション タイプ1（本附則において「タイプ1」といいます。）の契約者が当社が指定する方法によりビジネスプラン 多言語オプション タイプ3（本附則において「タイプ3」といいます。）への変更を申込み、その申込みを当社が承諾し、タイプ3への変更が令和7年5月30日までに実施されたとき（当社の責めに帰すべき理由により令和7年5月30日までにタイプ1からタイプ3への変更ができなかったときは、実際にタイプ3への変更が実施されたときとします。）、タイプ1からタイプ3へ別紙1「料金表」通則第4条（最低利用期間）に定める最低利用期間中に変更された場合でも、タイプ1に関しては別紙1「料金表」通則第4条（最低利用期間中の解約・変更時の費用の支払い義務）に定める違約金の支払いを要しないものとするとともに、料金表 第1表 1-1（利用料）2-1 各種変更・手続きに関する料金に定めるビジネス/エンタープライズプラン設定変更（多言語オプションに係るものに限り、）の料金を適用しないものとします。また、タイプ3について、その提供が開始された月の翌月は料金表 第1表 1-1（利用料）1-1-2（ビジネスプラン）に定める多言語オプション（タイプ3に係るものに限り、）の料金を適用しないものとします。

但し、タイプ3の提供が開始された翌月にタイプ3あるいはビジネスプランが解約された場合はその限りではありません。

6. 令和7年2月4日から令和7年5月19日までの間に、ビジネスプランの契約者でタイプ3を未契約の契約者が当社が指定する方法によりワイドプランおよび多言語・法務・財務オプションへの変更を申込み、その申込みを当社が承諾し、ワイドプランおよび多言語・法務・財務オプ

～2025年2月3日

2025年2月4日～

ションへの変更が令和7年5月30日までに実施されたとき(当社の責めに帰すべき理由により令和7年5月30日までにワイドプランおよび多言語・法務・財務オプションへの変更ができなかったときは、実際にワイドプランおよび多言語・法務・財務オプションへの変更が実施されたときとします。)、ワイドプランの多言語・法務・財務オプションについて、その提供が開始された月の翌月は料金表 第1表 1-1 (利用料) 1-1-3 (ワイドプラン) に定める多言語・法務・財務オプションの料金を適用しないものとします。

但し、ワイドプランおよび多言語・法務・財務オプションの提供が開始された翌月に多言語・法務・財務オプションあるいはワイドプランが解約された場合はその限りではありません。

7. 令和7年2月4日から令和7年5月19日までの間に、ワイドプランの契約者で多言語・法務・財務オプションの未契約者が当社が指定する方法により多言語・法務・財務オプションを新規に申込み、その申込みを当社が承諾し、多言語・法務・財務オプションの提供が令和7年5月30日までに実施されたとき(当社の責めに帰すべき理由により令和7年5月30日までに多言語・法務・財務オプションの提供ができなかったときは、実際に多言語・法務・財務オプションが提供されたときとします。)、多言語・法務・財務オプションについて、その提供が開始された月の翌月は料金表 第1表 1-1 (利用料) 1-1-3 (ワイドプラン) に定める多言語・法務・財務オプションの料金を適用しないものとします。

但し、多言語・法務・財務オプションの提供が開始された翌月に多言語・法務・財務オプションあるいはワイドプランが解約された場合はその限りではありません。